

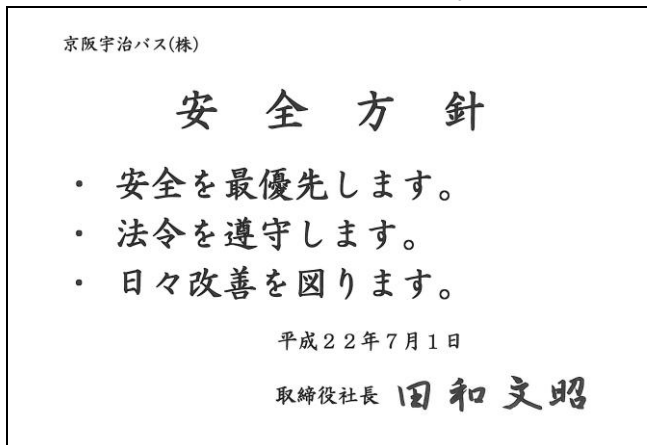
運輸安全マネジメントに関する取組み

弊社では運輸安全マネジメント導入に伴い、社長以下全員で安全の確保に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 安全方針

当社の安全方針は次のとおりです。



- (2) 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 弊社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送安全性の向上に努めます。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

3. 輸送の安全に関する目標

別紙①「平成23年度 輸送の安全に関する目標・計画（教育・研修計画含む）」の目標のとおりです。

4. 輸送の安全に関する計画並びに教育・研修

別紙①「平成23年度 輸送の安全に関する目標・計画（教育・研修計画含む）」の計画(教育及び研修計画)のとおりです。

5. 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

別紙②「平成23年度 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有」のとおりです。

6. 運輸安全マネジメントに関する平成22年度実施・実績内容について

(1) 平成22年度「輸送の安全に関する目標・計画」における実施・実績内容

別紙③「平成22年度 実施・実績報告書」のとおりです。

(2) 平成22年度 事故に関する当社の発生状況（事故統計は3月11日から翌年3月10日までの1年間）

イ. 「自動車事故報告規則 第2条」に規定する事故に関する統計

（当社が第一当事者の事故以外を含む）

・車内事故（第2条第7号） 1件 （平成21年度 1件）

・車両故障（第2条第11号） 4件 （平成21年度 6件）

※平成22年10月7日 車内事故が発生したことにより、目標は達成できませんでした。

ロ. 事故に関する統計と達成状況

・有責事故87件 （平成21年度 78件 対前年度11.5%増）

※平成22年度は「有責事故対前年度比5%の削減」を目標に取り組みましたが、11.5%増となり、目標を達成できませんでした。

7. 弊社の「安全管理規程」は、別紙④のとおりです。

8. 安全統括責任者に係る情報

安全統括責任者 高川 央

9. 輸送の安全に関する内部監査結果

平成23年3月15日に経営管理部門に対する内部監査を実施し、適合性と有効性が確認されました。

事故削減目標達成のために、ヒヤリハット情報等の収集・活用について重点的に取り組んでまいります。

以 上

平成23年度(平成23年3月11日～平成24年3月10日)輸送の安全に関する目標・計画(教育・研修計画を含む)

別紙①

単位:千円 税込

目標	輸送の安全に関する計画	実施事項・予定	予定時期	投資額
◆目標 1. 有責事故の減少(前年度比 9.8%減少) (平成22年度82件を△8件 74件に減少) ※請負輸送事故件数を除く 平成22年度事故件数 宇治営業所 68件 京田辺営業所 14件 計 82件 請負輸送 5件 合計 87件 2. 重大事故及び車内事故の発生防止 当社が第1当事者となる重大事故0件 (平成22年度1件を0件に減少)	【輸送の安全推進に係る行事等】 ・春及び秋の全国交通安全運動 ・京都府交通対策協議会主催行事 ・年末年始輸送等安全総点検 ・バス協会による事故防止の重点取組	春の全国交通安全運動 夏の交通事故防止府民運動 秋の全国交通安全運動 年末年始輸送等安全総点検 車内事故防止キャンペーン エコドライブ強化月間	H23.5.11～5.20 H23.7.21～8.20 H23.9.21～9.30 H23.12.10～H24.1.10 H23.7 H23.11	- - - - - -
	【安全運転のための車両及び搭載機器等の更新】 ・低床バス・オートマチック車の導入 ・デジタルタコグラフ及びドライブレコーダーの導入	大型3両、小型1両(観光車両を除く) デジタルタコグラフ 1基 ドライブレコーダー(4両)	H23.4～ H23.5 H23.5	25,800 158 1,200
	【貸切バス事業者安全性評価認定制度】 平成23年度貸切バス事業者安全性評価認定制度申請・	評価認定制度により、安全に対する取組状況の評価を受ける。	H23.4	135
	【運行管理体制の向上】(一部研修を含む) ・法令及び服務規程の遵守 ・飲酒運転根絶の指導の徹底 ・健康管理と健康に起因する事故の防止	運輸規則・改善基準等の遵守 車番プレートの作成(車内点検対策) 点呼時アルコール検知器刷新(東海電子 ALC-PRO II) 貸切バス用テレビ電話アルコールチェックシステムを現行2台に5台増備し、7台とする。 新入社員配布用アルコール検知器の補充 20台 全運転士の運転記録証明書取得(¥630×173名) 飲酒運転防止対策研修会(バス協会主催) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査 10名程度	H23.4 H23.4 H23.4 H23.7	- 228 1,524 105 122 109 - 55
	【輸送の安全に関する教育及び研修計画】 1. 管理者に対する教育及び研修の実施 ・管理者のレベル向上のための外部研修実施 ・管理者会議の実施 ・テロ・バスジャック及び災害の緊急対応の体制整備	運行管理者研修 運輸安全マネジメント講習(NASVA) 4名程度 各営業所長ほか エコドライブ研修会(京都府バス協会) 4名 運行管理者一般講習、運行管理者基礎講習 所長会議・連絡会議・朝礼など バスジャック対策研修会(京都府バス協会) 緊急事態発生にかかる図上訓練の実施	H24.1 H23.9	170
	2. 運転士に対する教育及び研修の実施 ・管理者等による現場立会・添乗指導の実施 ・厳正な点呼と管理職の現場立会の実施 ・事故防止等の講習会の実施 ・事故発生事例の速報の揭示及び対策の実施 ・ヒヤリ・ハット体験等による事故防止指導の実施 ・外部の専門的機関の活用	社長・安全統括責任者・次長兼運輸課長 事故「0」の日、交通安全運動等で実施 安全衛生委員会 事故防止懇談会 事故防止ハザードマップ作成 ヒヤリ・ハット情報の収集・活用に係る一連の手順の整備 クレフィール湖東等外部研修参加 1泊2日研修 2名 " 1日研修 3名	毎月開催 毎月開催 H23.4、H23.6	230
	3. 自動車事故対策機構適性診断受診と個人指導の実施 ・初任者・3年毎・高齢者及び事故惹起者の受診 ・管理者の適性診断活用講座の受講 ・適性診断受診結果による個人指導の実施 ・整備管理者関係研修の実施	一般診断 49名 初任診断 26名 適齢診断 7名 特定診断 発生手配 適性診断活用講座 2名	未受講の運行管理者	270
	4. その他 ・無事故表彰(社内) ・外部表彰(京都府交通安全対策協議会) ・お客さまモニター制度の実施	年間無事故表彰 50名程度 連続無事故表彰 10名程度 交通マナーを高める事故防止コンクールに参加 11地区 × 3か月 × 5,000円	H24.3 H24.3 H23.7～9 H23.9～11	300 220

※投資額の人件費換算は行わず。

平成23年度 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

別紙②

方法	主な出席者	内容	実施時期等
1. 常勤役員会(水曜会)	常勤役員	・事故及びお客さまのご意見・苦情等について報告・改善対策の決定 ・国土交通省・バス協会等の通達・指導を受けた安全対策の策定	毎月2回開催
2. 連絡会・管理者会議	常勤役員・管理職・営業所長	・事故・苦情等輸送の安全に関する取組の協議及び達成確認 ・再発防止対策の検討	毎月2回開催
3. 現場会議	営業所長・運行管理者・整備管理者	・営業所単位で営業所長から必要な指示 ・運行管理者、整備管理者より現状の問題点など提議	毎月1回開催
4. 指導運転士会議	営業所長・指導運転士	・教習、指導等を直接担当する指導運転士に必要な指示・研修 ・教習、指導等の現場における問題点の提起	年間3回程度
5. 安全衛生委員会 (事故防止対策委員会)	運輸課長・営業所長・労働組合代表	・事故防止にかかる施策、行事、月間目標等の策定 ・事故件数、事故傾向の情報共有	毎月1回開催
6. 事故防止懇談会	営業所長・労働組合代表・運転士	・運転士参加型の事故分析、事故防止対策 ・ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット分析など	毎月1回開催
7. その他		①社内報による運輸安全マネジメントにかかる啓蒙 ②役員・管理職の点呼立会 ③社長達示、部長達示による全社員への指示 ④運輸課長通知による運行管理者への指示徹底 ⑤所長達示による運転士への指示徹底 ⑥コンプライアンス・ホットラインによるボトムアップ ⑦社内イントラネット・メールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用 ⑧ヒヤリハット情報の収集・活用に係る一連の手順の整備	

平成22年度(平成22年3月11日～平成23年3月10日)実施・実績報告書

別紙③

単位:千円 税込

目標と結果	輸送の安全に関する計画	実施事項・実績	実施時期	投資額
◆目標 1. 有責事故の減少(前年比5%減少) (平成21年度78件を△4件 74件に減少) ※請負輸送事故件数を含む 2. 重大事故及び車内事故の発生防止 当社が第1当事者となる重大事故0件 (平成21年度1件を0件に減少) ◆結果 1. 有責事故の減少(前年比5%減少)・未達 (平成22年度 87件 +9件 11.5%増加) ※請負輸送事故件数を含む 2. 重大事故及び車内事故の発生防止・未達 当社が第1当事者となる重大事故0件 (平成22年度1件 H22.10.7 車内事故発生)	【輸送の安全推進に係る行事等】 ・「安全方針」の制定 ・春及び秋の全国交通安全運動 ・京都府交通対策協議会主催行事 ・年末年始輸送等安全総点検 ・バス協会による事故防止の重点取組 ・運輸安全マネジメント評価の実施	春の全国交通安全運動 夏の交通事故防止府民運動 秋の全国交通安全運動 年末年始輸送等安全総点検 車内事故防止キャンペーン エコドライブ強化月間 自動車事故対策機構(NASVA)による評価を実施	H22.7.1 H22.4.6～H22.4.15 7/21～8/20 9/21～9/30 H22.12.10～H23.1.10 H22.7.1～H22.7.31 H22.11.1～H22.11.30 H23.2.15～3.18	10 — — — — — 185
	【安全運転のための車両及び搭載機器等の更新】 ・低床バス・オートマチック車の導入 ・デジタルタコグラフ及びドライブレコーダーの導入 ・チェーン交換用 キャンパールの更新 ・宇治車庫 出庫用バトライト刷新 ・交通事故実況見分規程の導入	大型2両(観光車両除く) デジタルタコグラフ 1基(後付け) キャンパール 70個(冬季安全運転対策) 赤色灯(センサー付き) 2枚(事故分析制度の向上)	H22.4.22 H22.5.15 H23.1.31	43,382 158 60 19 4
	【運行管理体制の向上】 ・法令及び服務規程の遵守 ・飲酒運転根絶の指導の徹底 ・健康管理と健康に起因する事故の防止 ・テロ・バスジャック及び災害の緊急対応の体制整備	運輸規則・改善基準等の遵守 点呼時アルコール検知器完全使用 飲酒・酒気帯び運転防止のための、家族宛協力依頼 180名 睡眠時無呼吸症候群 第5回OCHISセミナー参加(田川係長) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査 10名 組織変更等に伴う安全管理規程の改正・ 新型インフルエンザに関する事業継続計画(BCPマニュアル)改正・ 京阪電車「寝屋川車両基地 総合事故復旧訓練」見学(2名) 京阪バス「車両火災訓練」見学(1名) 京都府主催「新型インフルエンザ対策図上訓練」参加	メンテナンス費用等 H23.1.7 H22.10.21 H22.7 H22.7.11 H22.11.1 H22.10.26 H22.11.15 H22.11	40 14 1 55 — — — — —
	【輸送の安全に関する教育及び研修計画】 1. 管理者に対する教育並びに研修の実施 ・管理者のレベル向上のための外部研修実施 ・管理者による会議の実施	運行管理者研修 7名[京阪バス(株)係長・助役研修参加 NASVA] 連絡会議・現場会議・朝礼など 「第4回自動車事故防止セミナー」(近畿運輸局) 1名 法令周知のための集団指導講習会(京都運輸支局)2名 運輸安全マネジメント講習(NASVA) 2名(草尾係長・花岡係長) 事故防止等安全対策マニュアルに基づく研修会 2名(高川部長、美馬次長) エコドライブ研修会(京都府バス協会) 4名 運輸安全マネジメント内部監査講習(NASVA) 1名(花岡係長)	H23.1.25～2.4 H23.3.2 H23.3.7 H22.9.28 H22.8.5 H22.12.17 H23.11.26	37 — — 10 — — 5
2. 運転士に対する教育並びに研修の実施 ・管理者等による現場立会・添乗指導の実施 ・厳正な点呼と管理職の現場立会の実施 ・事故防止等の講習会の実施 ・事故発生事例の速報の掲示及び対策の実施 ・後退誘導教習の実施 ・ヒヤリ・ハット体験等による事故防止指導の実施	社長・安全統括責任者・次長兼運輸課長 事故「0」の日、交通安全運動等で実施 // 事故防止懇談会 事故発生地点(危険箇所)マップ作成 運転士に「警笛」を配布 宇治警察署による「交通安全講習会」を開催 クレフィール湖東等外部研修参加(1泊) 2名	毎月開催 事故件数、原因など H22.8.27～ H22.9.30 H22.4.8～4.9 6.14～6.15	53 — 11 — 85	
3. 自動車事故対策機構適性診断受診と個人指導の実施 ・初任者・3年毎・高齢者及び事故惹起者の受診 ・管理者の適性診断活用講座の受講 ・適性診断受診結果による個人指導の実施 ・整備管理者関係研修の実施	一般診断 38名 初任診断 26名 適齢診断 5名 適性診断活用講座 2名(直江助役、矢野助役)	H22.7.27	0 198 23 5	
4. その他 ・無事故表彰(社内)	年間無事故表彰 54名 連続無事故表彰 18名(3年15名、5年3名)	H23.3.23 H23.3.23	191 141	

※投資額の人件費換算は行わず。

安全管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長及び運輸部を担当、または運輸部業務に従事する役員(以下「運輸部担当役員」という)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に

実施すること。

2. グループ内の各企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
3. 管理を委託した事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。

更に、管理を委託した事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、管理委託した事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 取締役会構成員(以下「経営トップ」という)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保や体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括責任者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括責任者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

2. 運輸課長は、安全統括責任者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所長を統括し、指導監督を行う。

3. 各営業所長は、運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所を統括し、指導監督を行う。

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括責任者が病気等

の理由で本社に不在である場合や重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括責任者の選任及び解任)

第9条 経営トップのうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する安全統括管理者の選任要件に準じて、これを満たす者の中から安全統括責任者を選任する。

2. 安全統括責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該責任者を解任する。

(1) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(2) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括責任者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括責任者の責務)

第10条 安全統括責任者は、次に掲げる責務を有する。

(1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

(2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

(3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

(4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

(5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

(6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見具申を行う等、事故防止その他の安全対策について必要な改善の措置を講じること。

(7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

(8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

(9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

(10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に

実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第 12 条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第 13 条 事故・災害等が発生した場合における当該事故・災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故・災害等に関する報告が、安全統括責任者・経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

3. 安全統括責任者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4. 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)に定める事故・災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第 14 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第 15 条 安全統括責任者は、自ら又は安全統括責任者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括責任者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 安全統括責任者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故・災害等に関する報告連絡体制、安全統括責任者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括責任者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存は運輸部が管理する。

◇付 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より実施する。

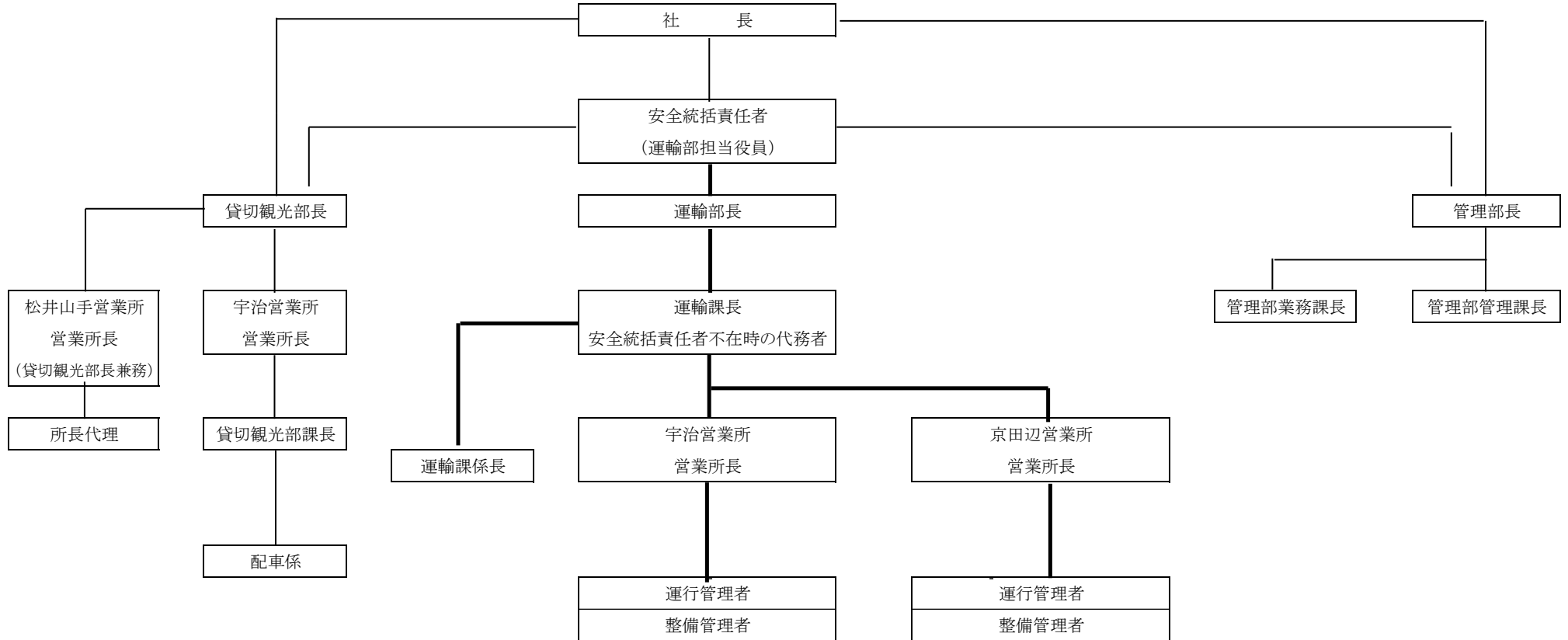
平成 22 年 7 月 11 日一部改正

組織体制及び指揮命令系統の組織図

(安全管理規程第8条第4項関係)

平成22年7月11日

京阪宇治バス㈱



※安全統括責任者が不在時は、運輸部長を代務者とする。また、両者とも不在時は運輸課長を代務者とする。

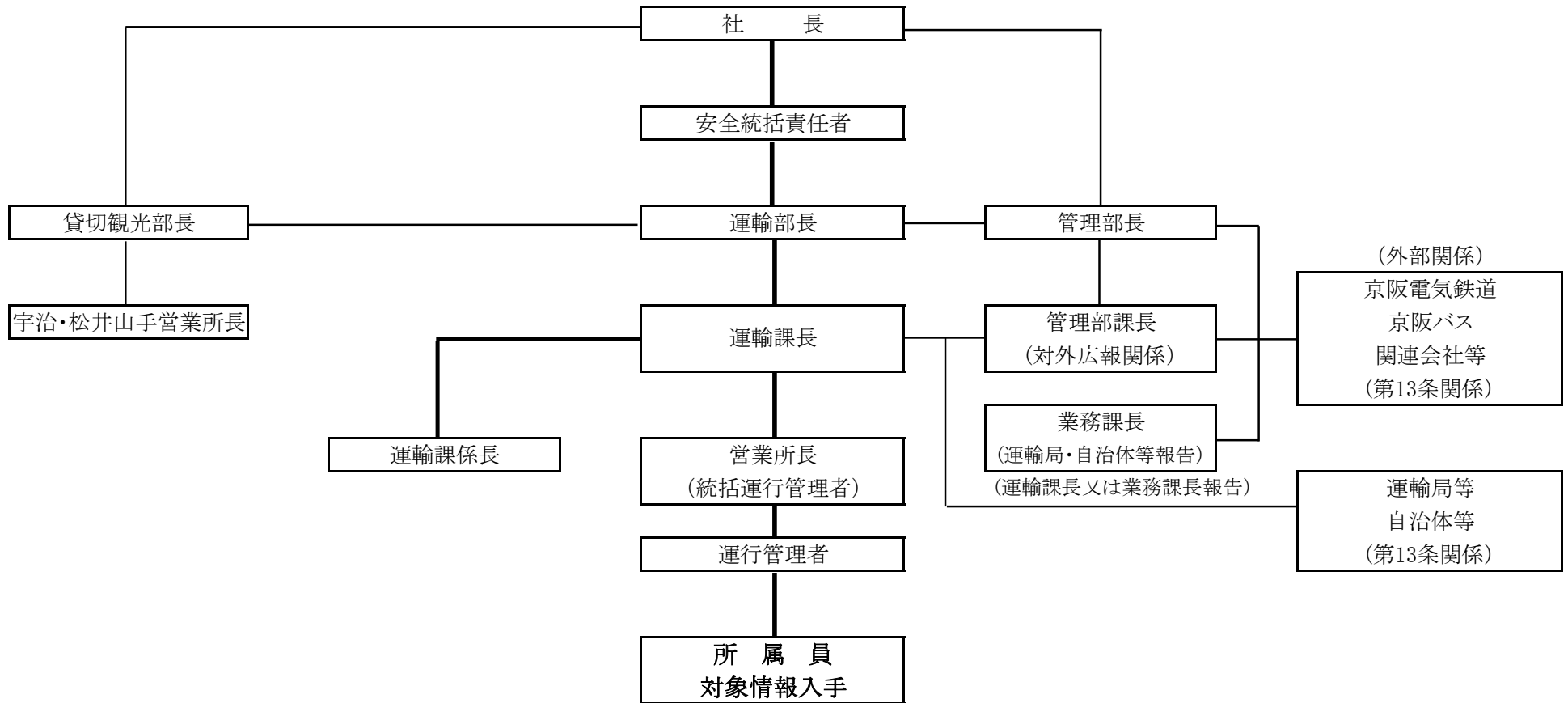
※部長が不在時は、次長が代行する。

事故・災害等に関する報告連絡体制

(安全管理規程第13条第1項関係)

平成22年7月11日

京阪宇治バス(株)



※事故・災害等の報告を受けた運輸課長は、運輸部長を通じ安全統括責任者に報告する。

※該当者が不在の場合は、代理者が報告する。

※緊急の場合は、連絡体制図に関わらず直接関係者(先)に報告・連絡することができる。ただし、この内容は速やかに担当者に事後報告すること。